

水道用石綿セメント管撤去作業仕様書

1 総則

1 適用

本特記仕様書は、石綿障害規則および関係法令に基づき、水道用石綿セメント管の撤去作業等に適用するものである。

2 連絡義務

受注者は、工事区間（掘削範囲）内に水道用石綿セメント管（以下「石綿管」という。）が存在する場合、または発見した場合は、作業を停止し、すみやかに監督職員に連絡を行ない指示に従わなければならない。

3 事前調査（石綿則第3条・第8条関係）

受注者は、石綿管の撤去が伴うと思われる場合、または監督職員から指示があった場合は、あらかじめ石綿管の埋設状況を調査し、監督職員に報告しなければならない。

4 作業計画（石綿則第4条関係）

受注者は、設計図書で明記されている場合、または監督職員より撤去の指示を受けた場合には、あらかじめ次の事項が示された石綿管の撤去作業計画を作成し、監督職員の承認を得て作業を行なわなければならない。

- ① 作業の方法及び順序
- ② 石綿粉じんの発散を防止し、また抑制する方法
- ③ 労働者への石綿粉じんのばく露（石綿粉じんさらされること）を防止する方法
- ④ 作業を第三者にて行なう場合の現場体制

5 作業主任者（石綿則第19条・第20条関係）

受注者は、石綿管を撤去する場合は、特定化学物質等作業主任技能講習を終了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、次の事項を行なわなければならない。

- ① 作業に従事する労働者が石綿粉じんにより汚染され、またこれらを吸い込まないよう、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- ② 保護具の使用状況を監視すること。

6 特別教育（石綿則第27条関係）

受注者は、石綿管の撤去作業等に従事する労働者に次の項目について教育を行なわなければならない。

- ① 石綿等の有害性
- ② 石綿等の使用状況
- ③ 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置
- ④ 保護具の使用法
- ⑤ その他石綿等のばく露の防止に関し必要な事項

2 撤去作業

1 撤去作業（石綿則第14条・第44条から第46条関係）

受注者は、石綿管の撤去作業にあたり次の項目を厳守しなければならない。

- ① 石綿管の切断等の作業を行なうときは、労働者に呼吸用保護具（防じんマスク）および作業衣（または、保護衣）を使用させなければならない。
- ② 保護具等は、他の衣服から隔離して保管し、廃棄のために容器等に梱包したとき以外は、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。



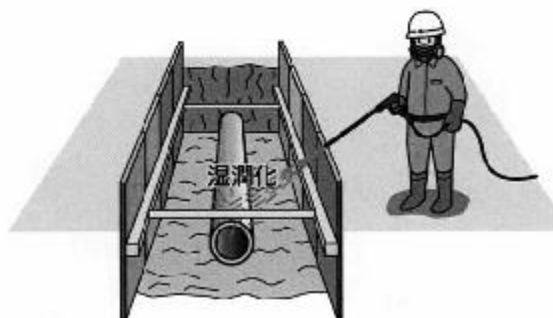
2 切断等の作業（石綿則第13条関係）

受注者は、石綿管の撤去に当たっては、原則として石綿管の切断等は避け、継手部で取り外すことを基本とする。やむを得ず、石綿管の切断等を行なう場合には、管に水をかけるなど湿潤状態にして石綿粉じんの発散を防止しなければならない。

また、石綿管の切断等の作業において発散した石綿等の切りくず等を入れるための蓋のある容器を備えなければならない。

特に、廃石綿管の保管等において、石綿粉じんの発散防止を行なわなければならない。

受注者は、廃石綿管を撤去後直ちに、当該物を湿潤化させる等の措置を講じた後、十分な強度を有するプラスチック袋等で梱包するなど、石綿粉じんの発散防止を行なわなければならない。



3 石綿ばく露防止対策等の提示

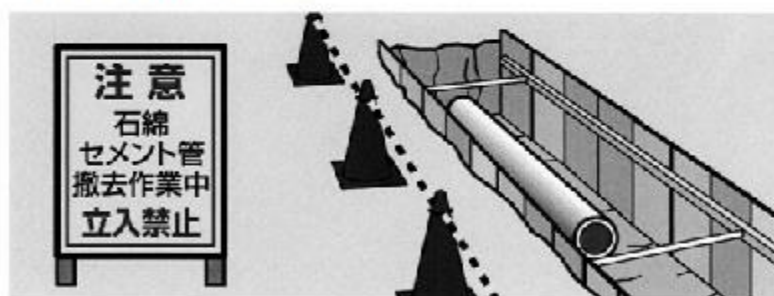
受注者は、石綿管の撤去に伴う石綿のばく露防止対策や石綿粉じんの飛散防止対策として関係労働者や周辺住民に周知徹底するため、その実施内容を作業現場の見易い場所に掲示しなければならない。

(平成17年8月2日付け基安発第0802003号、厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知)

石綿セメント管の撤去等の作業に関するお知らせ	
石綿障害予防規則に基づき、 当現場では適切な石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策を行っております。	
石綿のばく露防止対策及び 石綿粉じんの飛散防止対策の内容 石綿のばく露防止措置及び 石綿粉じんの飛散防止措置の概要： (例) ・ 湿潤装置 ・ 保護具・保護衣の使用 ・ 立入禁止措置 ○○○○を石綿作業主任者に委任しています。	作業期間 平成○○年○○月○○日～ 平成○○年○○月○○日 平成○○年○○月○○日(表示日)
石綿に係る特別の教育を受講した者が作業を行っております。 受講した特別の教育：○○○○の実施した講習 (平成○○年○○月受講)	施工業者名： _____ 現場責任者氏名： _____

4 関係者以外立入禁止（石綿則第15条関係）

受注者は、石綿管の撤去等の作業を行なう場合は、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければならない。



5 注文する際の条件（石綿則第9条関係）

受注者は、石綿管の撤去作業等を第三者に請け負わせる場合は、撤去方法、費用、工期等の契約条件等について、法令の規定が守られなくなるおそれのある条件を付けることにより、作業を請け負った者が、安全のために必要な措置を講ずることができなくなることがないように、配慮しなければならない。

3 運搬・処分

1 産業廃棄物としての適正処理

産廃物の処理及び清掃に関する法律の適用関係

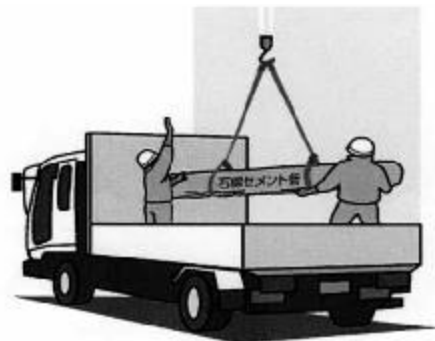
受注者は、撤去された石綿管（以下、「廃石綿管」）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条第4項に規定する「産業廃棄物」に該当する。

また、石綿管を粉砕または破砕した場合は、「産廃物の処理および清掃に関する法律」第2条第5項に規定する「特別管理産業廃棄物」に該当する。

石綿管を廃棄する場合は、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の処理基準に基づいて処理を行わなければならない。

特に、廃石綿管の保管、収集運搬等において、石綿粉じんが発散するおそれがある場合は、次のような措置を講じることにより石綿粉じんの発散防止を行わなければならない。

- ① 受注者は、廃石綿管が運搬されるまでの間、当該物を湿潤化させる等の措置を講じた後、十分な強度を有するプラスチック袋等（ポリエチレンスリーブ同等以上）で二重に梱包するなど、石綿粉じんの発散防止を行わなければならない。また、容器または包装の見やすい箇所に、アスベスト廃棄物である旨表示しなければならない。
- ② 粉砕または破砕した廃石綿管は、当該物を安定化させ、アスベスト処分専用袋で二重に梱包して、石綿粉じんの発散防止を行わなければならない。
- ③ 廃石綿管の収集運搬等に当たっては、廃石綿管を梱包したプラスチック袋等の破損または石綿管の破砕などにより石綿を発散させないように慎重に取り扱わなければならない。なお、プラスチック袋等の破損等により石綿の発散のおそれが生じた場合には、速やかに散水し、または覆いをかける等の措置を講じなければならない。
- ④ 廃石綿管の収集運搬等に当たっては、廃石綿管の運搬車両の荷台に覆いをかけなければならない。



4 石綿管撤去作業報告書

1 石綿管撤去に関する報告書の提出

受注者は、石綿管撤去作業完了後、適切に処理されたことを石綿管撤去作業報告書に記載し、監督職員に提出しなければならない。

石綿管撤去作業報告書

印

受注者

作業日	作業内容	石綿作業主任者	石綿作業従事者	石綿管数量	作業方法	保管方法	廃石綿管運搬従事者	産業廃棄物処理業者	処理日

5 関連情報

以下のホームページには、石綿則、通知のほか、関連する石綿情報が掲載されていますのでご参照ください。

1 石綿情報 (トップページ)

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/index.html>

2 石綿についての関連法令、通知等一覧

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/index.html>

3 関連パンフレット

① 「建築物からの石綿粉じん対策 (建設物所有者・管理者向け)」

1～2 ページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/dl/tp0224-1g1.pdf>

3～4 ページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/dl/tp0224-1g2.pdf>

② 「建築物の解体等の作業における石綿対策 (解体事業者向け)」

1～2 ページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/dl/tp0224-1f1.pdf>

3～4 ページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/dl/tp0224-1f2.pdf>

5～7 ページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/dl/tp0224-1f3.pdf>

8 ページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/dl/tp0224-1f4.pdf>

4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係

① 「廃棄物処理法における廃石綿等の扱い」

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/04.html

② 「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について」

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbesto.pdf>

石綿則全般に関するお問合せは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお願いします。